

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

〇

福島県報

目 次

規 則

○福島県税条例施行規則の一部を改

正する規則

○地方自治法施行令第百五十八条の

二第一項に規定する基準を定める

規則

五〇

規 則

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則及び地方自治法施行令第百五十八条の二
第一項に規定する基準を定める規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第二十八号

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税条例施行規則(昭和二十九年福島県規則第六十一号)の一部を次のように改
正する。

第十三条第三項中「納付(納入・払込) 済通知書」の下に「領収済通知書」を加え
る。

第六十五条中「第八十六号の様式」を「第八十号様式」に改める。

第六十九条の二中「第八十六号の様式」を「第八十一号様式」に改める。

第六十九条の三中「第八十六号の様式」を「第八十二号様式」に改める。

第六十九条の四中「第八十六号の様式」を「第八十三号様式」に改める。

第七十九条中「第八十六号の様式」を「第八十号様式」に改める。

第五号の様式を次のように改める。

第5号の2様式（第11条の3、第13条、第15条関係）
その1（一般用）
（第1片）

（表）
納税通知書・領収証書㊟

口座番号	加 入 者 名	年 度	会 計	税 目	期 別
整理番号	課税客体		課税標準額（量）	税 率	
課税の根拠法令	(納税者) (住 所)		納 付 金 額	本 税	円
				延滞金	円
納 付 の 場 所			合 計		円
県指定金融機関 （東邦銀行本店・支店） 県収納代理金融機関 ゆうちょ銀行又は郵便局 （福島県、青森県、岩手 県、宮城県、秋田県及び 山形県の県内のゆうちょ 銀行又は郵便局に限る。） 県内各地方振興局	(氏 名)	様	振興局 コード	納期限	
	備 考				
納期までに納付しなかつた場合の措置及びその賦課処分に不服がある場合の手続については、裏面をお読みください。	上記のとおり納付してください。 年 月 日		上記の金額を領収しました。	領収日付印	
		福島県	地方振興局長 印		

（裏）

- 1 納期限までに税金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。
- (1) 延滞金額は、税額について年14.6パーセントの割合で計算します。ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てます。））で計算します。
- (2) (1)の場合において、税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金額を計算します。
- (3) (1)及び(2)により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 2 この処分不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。）。
- 3 処分の取消しの訴えは、この処分について2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができません。）。
- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(第2片)

納 付 書 ㊦

福島県徴収金

口座番号	加 入 者 名	年 度	会 計	税 目	期 別
整理番号	課税客体			課税標準額 (量)	税 率
(納税者)				納 付 金 額	本 税
(住所)					延滞金
					合 計
(氏名)					円

様

備考	振興局 コード		納期限	
	上記の金額を納付します。			
	平成 年 月 日		領収日付印	
	口 円			

(第3片)

納 付 済 通 知 書 ㊦

福島県徴収金

口座番号	加 入 者 名	年 度	会 計	税 目	期 別
整理番号	課税客体			課税標準額 (量)	税 率
納付済みにつき通知します。					
(納税者) (住所)		納 付 金 額		本 税	円
年 月 日 福島県 地方振興局 現金 出 納 員 様		(氏 名) 様		延滞金	円
				合 計	円
				振興局 コード	納期限

福島県指定金融機関 東邦銀行 支店	備 考	取りまとめ局又は経由県指定金融機関受付印 (郵便番号)	領収日付印

その2 (個人事業税・金融機関納付用)

(表)

福島県 個人事業税

年度 納付済通知書 (公)

記号番号

加入者名

合計

円

納期限

年 月 日

署名

円

福島県 個人事業税

納付書 (公)

年度

加入者名

口座番号

税 額

延 滞 金

合 計

円

円

円

円

納期限

年 月 日

署名

円

福島県 個人事業税

年度 納税通知書兼領収証書 (公)

(お問いかけの番号)

(納税者)

(住所)

(氏名)

登録番号

事業期間

年 月 日 ~ 年 月 日

第 納税期

年 月 日

税 額

延 滞 金

合 計

円

円

円

上記のとおり納めてください。

福島県 地方税課長 印

左記の金額を領収しました。

納税者 印

個人事業税は第1種事業、第2種事業、第3種事業を行う人で
県内に事務所又は営業所のある人に課税されます。

第1種事業 % 第2種事業 % 第3種事業 % 分の所得に對
し課税の率(税率)は % 年分
本署は、下記の納期限納付額上段分の納付に使用してください。

第 種事業

課税100分の

課税標準額

年 税 額

納 期 別 納 付 額

年 月 日 から 年 月 日まで 円

課税の根拠法令について

地方税法第72条の2及び福島県税条例第39条

個人事業税の延滞金について

納期限までに税金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。
(1) 延滞金額は、税額について年 14.6パーセントの割合で計算します。ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までから平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てます。)で計算します。
(2) (1)の場合において、税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
(3) (1)及び(2)により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

個人事業税の審査請求等について

1 この処分に不服があるときは、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であっても、この処分の日(納税通知書の発行の日)の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
2 処分の取消しの訴えは、この処分について1の審査請求に對する裁決を起訴後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に對する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、その裁決の日(納税通知書の発行の日)の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を望まないことにつき正当な理由があるとき。

納付の場所について

○県指定金融機関
東邦銀行本・支店
○県収納代理金融機関
各銀行・各信用金庫・各信用組合
各農業協同組合・東北労働金庫
商工組合中央金庫・福島県信用漁業協同組合連合会
○ゆうちょ銀行又は郵便局
(福島県、青森県、岩手県、宮城県、秋田県及び山形県の県内のゆうちょ銀行又は郵便局に限る。)
○県内各地方振興局

(裏)

その2の2 (個人事業税・口座振替利用者用)

郵便はがき

個人事業税納税通知書(口座振替)

(納税者)
(住所)

(氏名)

様

年度

様

個人事業税納税通知書
(口座振替)

親展

郵便番号
住所
電話番号

〒
番
組
番
号

事業期間	年	月	日から
整理番号	第	種	事業
納税額	税率100分の	課税標準額	納税額
年	月	日から	円
年	月	日まで	円
年	月	日から	円
年	月	日まで	円

上記の金額を下記の口座より振替します。

金融機関名
支店名

年 月 日

福島県

地方振興局長

印

課税の徴収法令
地方税法第72条の2及び福島県税条例第39条
納付の場所

○県指定金融機関
東邦銀行本・支店
○県収納代理金融機関
各銀行・各信用金庫・各信用組合・各農業協同組合・東北労働金庫・商工組合中央金庫・福島県信用組合連合会
○ゆうちょ銀行又は郵便局(福島県、青森県、岩手県、宮城県、秋田県及び山形県の県内のゆうちょ銀行又は郵便局に限る。)

○県内各地方振興局

個人事業税の延滞金について

納期限までに税金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に及び、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。

(1) 延滞金額は、税額について年14.6パーセントの割合で計算します。ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する年度の前年の1月30日を経過する日における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てます。))で計算します。

(2) (1)の場合において、税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(3) (1)及び(2)により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

個人事業税の審査請求等について

1 この処分不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができ、なお、その期間内であっても、この処分の日(翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 処分の取消しの形等は、この処分について1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの請求は、その審査請求に対する裁決が確定したことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福島県を被告として(訴訟において原告を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、その裁決の日(翌日から起算して1年を経過する日)からの(2)までの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)からの(2)までの訴えを提起することときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができず。

(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

その3 (不動産取得税用)

福島県 不動産取得税

年度 納付済通知書 (公)

記号番号	02120-7-960004	加入者名	福島県財政課税務システム課	合計				円
------	----------------	------	---------------	----	--	--	--	---

納付期	年	月	日	課税 番号				
-----	---	---	---	----------	--	--	--	--

福島県 不動産取得税

納付書 (公)

加入者名	福島県財政課税務システム課
口座記号番号	02120-7-960004

税額		円
延滞金		円
合計		円

納税者	
-----	--

福島県 不動産取得税

年度 納付済通知書 兼 領収証書 (公)

(納税者)	
(住所)	

(氏名)

整理番号	
------	--

税額		円
延滞金		円
合計		円

納付期限	年	月	日
------	---	---	---

上記のとおり納めてください。

福島県 地方振興局 収

印

【取得不動産の内部】

課税主体	
取得原因	
地目又は構造	
用途	
取得年月日	年 月 日

不動産の価格		円
特別控除の額		円
課税標準額		円
算出税額		円
減額適用額		円
納付すべき税額		円

<<課税標準の特例控除及び減額等の理由>>

左記の金額を徴収しました。

収入印紙貼付欄

納税者控

(表)

不動産取得税の課税について

1. 不動産取得税は、不動産税法第3条の2及び福島県税条例第41条の規定により、地方公共団体の区域に所在する土地、建物、1季の満期の取得者（地主）は豪農）の取得に對し、当該
2. 不動産の取得者とは、登記の所有主にかかわらず、また、有償であるとな無償であるとの区別を問わず、現に不動産の所有権を取得することを以てし、取得の理由は、贈與（贈與、交換、増築又は改築）、売買、贈与、交換、競売等の別を問はず、
3. 不動産取得税の課税標準は、不動産の取得は、実際の購入価額や建築工事費の額ではなく、市町村の固定資産課税台帳に登録されてゐる価額である。
4. 固定資産課税台帳に価額が登録されてゐない建築された家屋等の場合は、地方税法第368条第1項の固定資産評価基準によつて算定した価額となります。
5. この処分が不服あるときは、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができ、（なお、この期間内であっても、この処分の日（翌日から起算して1年を経過する）と審査請求をすることができなくなり）ます。
6. 課税の取消しの訴へは、この処分について4の審査請求に對する決定を経た後でなければ提起することができません。但し、この場合において、処分取消しの訴へを提起する、この審査請求に對する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります）、横越しなればなりません（なお、この期間内であっても、この処分の日（翌日から起算して1年を経過する）と処分取消しの訴へを提起することができなくなり）ます。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に對する決定を経ないで処分取消しの訴へを提起することができ、

延滞金について

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても解決がないとき

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるに必要のとき

(3) その他裁決を遅延しないことについて正当な理由があるとき。

納付の場所について

- 興信所、金銀機關
- 東邦銀行本・支店
- 東京貯蓄代埋金機關
- 各銀行・各信用組合
- 各農業協同組合・東北労働金庫
- 商工連合會・中央金庫・福島県信用漁業協同組合連合會
- ゆうちょ銀行又は郵便局
（福島県、青森県、岩手県、宮城県、秋田県及び山形県の県内のゆうちょ銀行又は郵便局に限る。）
- 県内各地方振實局

(表)

福島県 自動車税

年度 納付済通知書

(公)

日 産 車番号	個人 名称	合計	円
------------	----------	----	---

納期限	年 月 日	登録 番号	円
-----	-------	----------	---

延滞金 円	合計 円	納税者 様
----------	---------	----------

福島県 自動車税

年度

納付書 (公)

加入者名 日産記号及び 税額	円
延滞金	円
合 計	円

納税者 様

福島県 自動車税

年度 納税通知書兼領収証書

(注) いわき市外

(公)

(納税者)
(住所)

(氏名)

様

登録番号 サイズ	円
税額	円
延滞金	円
合 計	円
納期限	年 月 日

上記のとおり納めてください。

年 月 日 福島県

地方振興局長

印

方記の金額を明記しました。 領収書 交付 年月日

納税者印

(裏)

自動車税の課税について	納付の場所について
1 自動車税は、地方税法第145条及び福島県条例第59条の規定により、自動車の所有者に課税されます。車があるときは、この課税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、ご自分の住所（住所請求をすることはありませんが、その期間内であってもこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると消滅請求をすることができなくなります。） 3 処分取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する処分を科した後でなければ提起することができません。その場合においては、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（提出しなればなりません）（なお、その期間内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するまで）までのいずれかに該当するとき、審査請求に対する処分を科さないで、次の(1)から(3)までのいずれかを選択するとき、審査請求に対する処分を科さないで、次の(1)から(3)までのいずれかを選択するとき、審査請求に対する処分を科さないで、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して3か月を経過して3か月を経過したとき、処分取消しの訴えを提起しないことにつき正當な理由があるとき。 (3) その他処分を科さないことにつき正當な理由があるとき。	○県庁在り金沢機関 ○東洋銀行本店・支店 ○東武銀行（東京・神奈川・埼玉・千葉・群馬・栃木・茨城・山梨・長野・新潟・富山・石川・福井・岐阜・愛知・三重・滋賀・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県・香川県・高松市・岡山県・広島県・山口県・福岡県・佐賀県・大分県・熊本県・鹿児島県・沖縄県） ○ゆうちょ銀行又は郵便局 ○秋田県及び山形県の県内のゆうちょ銀行又は郵便局に限る。 ○コンビニエンスストア ○県内各地方振興局
自動車税の延滞金について	
納期限までに税金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。 (1) 延滞金は、延滞開始の日から延滞終了の日までの期間については、年7.2パーセントの割合（当該期間のうち平成12年4月1日は後の期間については、年7.2パーセントの割合）を乗算した額とし、経過する間における日本銀行法第145条第1項第1号の規定により定められる前貸し利率に年7.2パーセントの割合を加算した割合が年7.2パーセントの割合に達しない場合は、当該前貸し利率の基準割引率に年7.2パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てます。）で計算します。 (2) (1)の場合において、総額に1,000円未満の端数があるときは、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数を金額又はその全額を切り捨てます。 (3) (1)及び(2)により計算した延滞金を額に100円未満の端数があるときは、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数を金額又はその全額を切り捨てます。	

その4の2 (自動車税・手処理用)
(第1片)

(表)
自動車税納税通知書・領収証書 ㊟

口 座 番 号	加 入 者	年 度	税 目	期 別			
番		年度	自 動 車 税	期分 月分			
課税の根拠法令							
地方税法第145条及び福島県税 条例第59条							
納 付 の 場 所							
県指定金融機関 (東邦銀行本・支店) 県収納代理金融機関 ゆうちょ銀行又は郵便局 (福島県、青森県、岩手県、宮城県、秋田県及び山形県の県内のゆうちょ銀行又は郵便局に限る。) 県内各地方振興局							
納期までに納付しなかった場合の措置及びこの賦課処分に不服がある場合の手続については、裏面をお読みください。		上記のとおり納付してください。 年 月 日 福島県 地方振興局長 印					
		自 動 車 登 録 番 号		納期限	年 月 日		
		振興局コード					
		納 付 金 額					
		本 税					
		延 滞 金					
		合 計					
上記の金額を領収しました。		領収日付印					

(裏)

- 1 納期限までに税金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。
- (1) 延滞金額は、税額について年14.6パーセントの割合で計算します。ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てます。））で計算します。
- (2) (1)の場合において、税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金額を計算します。

- (3) (1)及び(2)により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 2 この処分不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。）。
- 3 処分の取消しの訴えは、この処分について2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。
- ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(第2片)

納 付 書 ㊤

〔福島県徴収金〕

口 座 番 号	加 入 者	年 度	税 目	期 別					
番		年度	自 動 車 税	期分 月分					
			自 動 車 登 録 番 号						
			振興局 コード		納 期 限	年 月 日			
			納 付 金 額		本 税				
					延 滞 金				
					合 計				
			日 計	領収日付印					
			口	円					

上記の金額を納付します
年 月 日

(第3片)

自 動 車 税 納 付 済 通 知 書 ㊦

[福島県徴収金]

口 座 番 号	加 入 者	年 度	税 目	期 別
番		年度	自 動 車 税	期分 月分
納付済みにつき通知します。 年 月 日	(住 所)		自 動 車 登 録 番 号	
			振興局 コード	納期限
			本 税	千 円
			延 滞 金	
			合 計	
福島県現金出納員様 (氏 名)			取りまとめ局又は経由県指定 金融機関受付印	領収日付印
福島県指定金融機関 東邦銀行 支店			(郵便番号)	

(表)

[illegible]

自動車税の課税について 1 自動車税は、地方税法第145条及び福島県条例第59条の規定により、自動車の所有者に課税されます。 2 この地方に不届があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、この期間内であっても、この地方の目の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。 3 地方の取消しの訴えは、この地方についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、地方の取消しの訴えは、この審査請求に対する判決があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福島県を被告とする(訴訟による)福島県に提起する場合は、福島県知事となす(訴訟による)提起して再発消しとなす(訴訟による)その取消しの訴えを提起することとすることができなくなります。 (1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで地方の取消しの訴えを提起することができません。 (2) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき、(2) 処分、処分の実行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その能率決定を解ないことにつき正当な理由があるとき。	自動車税の延滞金について 納期限までに税金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。 (1) 延滞金額は、延滞金について年6パーセントの割合で計算します。ただし、納期限の翌日から1年を経過する日までの期間については、納期限の満する各年の1月31日の名義となる日におよび1月末日の割合を計算した割合(年7.3パーセントの割合に達しない場合には、当該業者手形の裏面引利率に年6パーセントの割合を加算した割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てます。))で計算します。 (2) (1)の場合において、税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。 (3) (1)及び(2)により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。	納付の場所について ○県庁(金融機関)支店 ○県収納(現金・郵便振替)各銀行・各信用金庫・各信用組合・各農協・各信用組合・東北労働金庫・商工組合中央金庫・福島県信用農業協同組合連合会 ○あつち、銀行又は郵便局 ○福島県、青森県、岩手県、宮城県、秋田県及び山形県の県内のあつち、銀行又は郵便局に限る。) ○県内各地方振興局
---	---	--

その4の4 (自動車税・再発付用)

(表)

[illegible][illegible]

(表)

(裏)

納付の場所について

○県指定金融機関
○県銀行 支店
○県収納代理金融機関
○各銀行、各信託金融、各信用組合
○各農業協同組合、東北労働金庫
○商工組合中央金庫、福島県信用商業協
同組合連合会
○ゆうちょ銀行又は郵便局
（福島県、青森県、岩手県、宮城県、
秋田県及び山形県の県内のみ。）
銀行又は郵便局に限る。）
○県内各地方振興局

第六号様式その三及びその四を次のように改める。
その3（不動産取得税用）

郵便はがき

福島中央局

料金後納

郵便

〒

税 額 変 更 通 知 書

親展

〒

電 話

税 額 変 更 通 知 書

税 目	課税番号	課税年度	課税区分	不動産区分
不動産取得税				

変更前の額	円
差 引 額	円
変更後の額	円

変更の理由等	
--------	--

上記のとおり、不動産取得税の税額を変更します。

年 月 日

福島県 地方振興局長

印

注 意 事 項

1 税額の変更後も納付すべき税額があり、かつ、未納となっている場合には、納付書により納付してください。

2 変更前の税額を既に納付されており、今回の税額の変更に
よりお返しすべき額がある場合には、その具体的な送金方法
等について別途お知らせします。

(表)

福島県 自動車税

年度 納付済 通知書 (公)

住所
記号番号

氏名

合計

円

納付期限

年 月 日

登録番号

円

延滞金

円

合計

円

納税者 様

福島県 自動車税

年度 納付済 通知書 (公)

住所
記号番号

氏名

合計

円

納付期限

年 月 日

登録番号

円

延滞金

円

合計

円

納税者 様

福島県 自動車税

年度 税額変更通知書兼領収証書 (公)

住所
記号番号

氏名

合計

円

納付期限

年 月 日

登録番号

円

延滞金

円

合計

円

納税者 様

(裏)

自動車税の課税について	
1 自動車税は、地方税法第145条及び福島県条例第59条の規定により、自動車の所有権に置かれたままです。 2 この処分が不届があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（ただし、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。 3 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審判請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して（6か月以内）、提起しなければなりません（なお、この期間内であるとしても、その決定の日から起算して1年を超えてからの提起は認められません）。 (1) から (3) までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求をした日の翌日から起算して30日を経過しても決定がないとき。 (2) 処分・処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他處分を覆わないことにつき正当な理由があるとき。	○県指定金融機関 主上信用金庫、福島県信用組合、各農協、各信用金庫・各信用組合・各農業協同組合・東北労働金庫・前工組中央会館・福島県信用漁業協同組合連合会 ○ゆうちょ銀行又は郵便局 秋田県及び山形県の県内のゆうちょ銀行又は郵便局に限る。） ○県内各地方振興局
自動車税の延滞金について	
納期限までに税金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければならないものとします。 (1) 延滞金額は、延滞金については年6パーセントの割合で計算します。ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年4パーセントの割合（当該期間の経過する期間は年1月と見做す）の割合で計算し、その後の期間については、年6パーセントの割合で計算し、延滞金の利率は各第1回支払期の日から起算し、以後の延滞金は、当該延滞金の元本に年6パーセントの割合を加算して計算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てます。）で計算します。 (2) (1)の場合において、税額に1,000円未満の端数があるときは、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。 (3) (1)及び(2)により計算した延滞金額に100円未満の端数があるときは、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。	

第七号様式(二)の次のように定める。
その2 (一般・電算文字読取専用)
(第1片)

福島県	
-----	--

年度 領収証書 ㊤

(納税者)
(住所)

(氏名)

様

延滞金については、年 月 日
までの計算となっておりますので、それ以降
に納められる場合は、地方税法による金額を
納めてください。

期別	
整理番号 (登録番号)	
納期限	年 月 日
本税	円
延滞金	円
申告加算金	円
重加算金	円
合計	円

左記の金額を領収しました。

領収日付印	
-------	--

(第2片)

福島県

年度 納付 (納入・払込) 書 ㊤

加入者名
口座番号

本 税	
延 滞 金	
申告加算金	
重 加 算 金	
合 計	
納税者氏名	様

期 別	
整 理 番 号 (登録番号)	
納 期 限	年 月 日

領収日付印	
-------	--

(第 3 片)

福島県

年度 領収済通知書 ㊦

口座記号番号	加入者名	合 計	円
--------	------	-----	---

納期限	年 月 日	整理番号
-----	-------	------

納 税 者	様
-------	---

領 収 日 付 印

第七号様式その三中

期別	年	月分
----	---	----

を

期別

に

改め、同様式その四を次のように改める。

[illegible]

過誤納金還付(充当) 通知書

また、処分取消しの訴えは、この処分についての異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分取消しの訴えは、その異議申立て（審査）を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分取消しの訴えは、その異議申立て（審査）を経た後でなければ提起することができません。

年 月 日 福 島 県 知 事 (福 島 県 地 方 振 興 局 長) 印

- (1) 異議申立て（審査請求）をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁判がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

還付加算金の内訳

第二十一号の三様式その二を次のように改める。
その2 (電算処理用)

頁
地方振興局
月 日

住所・氏名 (名称)	過誤納										
調定	税目	整理番号	期別	連番	課年	納期限	確定金額	納付 (入) 済額	過誤納金等	過誤納事由	発生日
計											
還付加算金	税目	基礎金額	始期・終期		除算期間	除算日数	日数	加算金の計算額	加算金額	還付方法	
計											

充 当	振興局	調定	充当先税目	整理番号	期別	連番	課年	未納の徴収金額	充当した金額	充当後未納額	充当適状日	差引還付額
計												

第二十二号様式その三を次のように改める。
その3（一般用）

納税証明書交付申請書		福島県 収入証紙
福島県 地方振興局		
年 月 日		
請求者 住（居）所 氏 名		
㊞		
下記の目的に使用するため、下記事項の証明を請求します。		
納税者又は 特別徴収義務者	住（居）所	
氏 名		

使用目的

使用枚数

枚

証 明 事 項	年度 (月別) 又は事業年度	税 目 徴収金区分	課税客体	納付 (納入) すべ き 額	納付 (納入) 済 額	未納の税額	法定納期限等	備 考

納税証明書

住 (居) 所 (所在地) 氏 名 (名 称)								
証 明 事 項	年度 (月別) 又は事業年度	税 目 徴収金区分	課税客体	納付 (納入) すべ き 額	納付 (納入) 済 額	未納の税額	法定納期限等	備 考

[illegible]

自動車税納税証明書
(継続検査用)

登録番号	車台番号

本書の有効期限

年	月	日
---	---	---

この証明書は、本書の有効期限までに自動車の継続検査（車検）を受けるときに必要ですから、自動車検査証（車検証）と一緒に大切に保管しておいてください。

なお、次の場合には使用できません。

- 1 登録番号欄に***印がある場合
- 2 金融機関等の領収印がない場合

福島県

領収日付印

年 月 日

地方振興局長 印

狀促督

下記のとおり納めて下さい。

年度	税目	整理番号	期別	調定事由
申告年月日		年 月 日	未納の脱額	円
更正・決定通知日		年 月 日	延滞金	円
法定納期限		年 月 日	過少申告加算金	円
納期限		年 月 日	不申告加算金	円
納期限等から1月を経過した日		年 月 日	重加算金	円
督促状を交付の日から10日を経過した日		年 月 日	合計	円

- 1 この督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、その翌日から滞納処分をされることになります。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができま す（なお、その期間内であつても、差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日）の翌日から起算して30日を経過した日後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなりま す。）。3 処分の取消しの訴えは、この処分について2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であつても、差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日）の翌日から起算して30日を経過した日後又はその裁決の日の翌日から起算して1年

を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であっても、差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあつたことを知った日）の翌日から起算して30日を経過した日後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第二十二号の四様式その二(表)を次のように改める。
その2 (電算処理用)

(表)

福島県	年度	督促状兼領収証書	㊤
-----	----	----------	---

(納税者)
(住所)

(氏名)

様

期別	整理番号	
法定納期限	年 月 日	納期限から 1 月を経過した日
納期限	年 月 日	督促状の発付日から10日を経過した日
本税	円	
延滞金	円	
申告加算金	円	
重加算金	円	
合計	円	

左記の金額を領収しました。

領収日付印	
-------	--

上記のとおり納めてください。
年 月 日

裏面をよくお読みください。

この督促状は、年 月 日現在までに、金融機関等から領収済通知がなかった方に対して発付しました。同日前後に納付された方には、行き違いになることがありますから、ご了承ください。
なお、延滞金については、年 月 日までの計算となっておりますので、それ以降に納められる場合又は発付日以後重加算金が決定的な場合には、地方税法による金額を納めてください。

第二十二号の四第百六十三（表）を次のように改める。
その3（自動車税用）

福島県	年度	自動車税督促状兼領収証書 ㊟
-----	----	----------------

（納税者）
（住所）
（氏名）

様

賦課年度	年度
登録番号	年 月 日
法定納期限	年 月 日
納期限	年 月 日
納期限から1月 を経過した日	円
督促状の発付日 から10日を経過 した日	円
本税	円
延滞金	円
合計	円

上記のとおり納めてください。
年 月 日

（裏面をよくお読みください。）

この督促状は、年 月 日現在
までに、金融機関等から納付済通知がなかった
方に対して発付しました。同日前後に納付され
た方には、行き違いになることがありますから、
ご了承ください。
なお、延滞金については、年 月 日
までの計算となっておりますので、それ以降に
納められる場合又は発付日以後重加算金が決
定された場合には、地方税法による金額を納め
てください。

左記の金額を領収しました。

領収日付印	
-------	--

第二十五号の百六十三「あつても、」や「あつても、国税徴収法第111条に規定する
公売期日等後又は」及び「提起することができず。」や「提起することができず
（なお、次の②又は③のいずれかに該当する場合であつても、国税徴収法第111条に規
定する公売期日等後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」
に改める。四第百六十三「国税徴収法第111条に規定する公売期日等後又は」及び
「（なお、次の②又は③のいずれかに該当する場合であつても、国税徴収法第111条に
規定する公売期日等後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」
を添へる。
第二十八号様式から第二十八号の四第百六十三のよう改める。

第80号様式（第65条、第79条関係）

法人 県民税
事業税 （更正・決定・加算金決定）通知書

本店所在地	
法人名	様

年 月 日

福島県 地方振興局長 印

										法人番号					
法人県民税・事業税を下記のとおり、更正・決定・加算金決定しましたのでお知らせします。 なお、不足税額及び加算金額の納期限は、()と指定しましたから、納付書により最寄りの指定金融機関等にて納めてください。										法定納期限					
										更正決定の理由					
事業年度		から								まで		期末現在の 資本金等の額	資本金の額	円	
法人事業税										法人県民税					
区 分		課税標準		円		税率		税 額		区分		円			
所得割	所得金額総額								円		法人税割	課税標準となる法人税額	総額		
					100					本県分					
					100				法人税割額			100			
					100				外国の法人税額控除額						
					100				仮装経理に基づく控除額						
	計								利子割額の控除額 (控除した金額)						
付加価値割	付加価値額総額										法人税割	差 引 税 額			
	付加価値額				100				納付確定分						
資本割	資本金等の額総額										均等割	租税条約の実施に係る控除額			
	資本金等の額				100				既還付請求利子割額が過大である場合の納付額						
収入割	収入金額総額										均等割	差引法人税割額			
	収入金額				100				事務所等を有していた月数			月			
合 計 事 業 税 額												円× $\frac{\quad}{12}$			
利 子 割												納付確定分			
利子割額				納付確定分						差引均等割額					
控除した額				差引事業税額						分 割 基 準	県民税	本県分			
控除することができなかつた金額											事業税1	総 数			
既に還付を請求した利子割額												本県分			
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額											事業税2	総 数			
												本県分			
											売上高	総 数			
										軌 道					
過少申告加算金	通常分			× $\frac{\quad}{100}$						国税処理年月日					
				× $\frac{\quad}{100}$						重加対応所得金額					
	既に納付の確定している額										重加対応付加価値額				
不申告加算金	通常分			× $\frac{\quad}{100}$						重加対応資本金等の額					
	加重分			× $\frac{\quad}{100}$						重加対応収入金額					
	既に納付の確定している額										本県分重加対応税額				
					差引過不足額						重加対応法人税				
重加算金	適用分			× $\frac{\quad}{100}$						重加対応県民税					
	既に納付の確定している額										延滞金計算の控除期間		～		
					差引過不足額						還付となる利子割額				

注 不足金額については、申告納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納めなければなりません。

- 1 延滞金額は、不足税額について年14.6%の割合で計算します。ただし、この通知書に指定された納期限までの期間及びこの納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%の割合（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合（当該割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てます。））で計算します。
- 2 1の場合において、不足税額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金額を計算します。
- 3 1及び2により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分について1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）提起しなければなりません（なお、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第81号様式（第69条の2関係）

県民税利子割（更正・決定・加算金決定）通知書

年 月 日

〒 一
所 在 地
名 称
特別徴収義務者番号

福島県 地方振興局長 印

下記のとおり、更正・決定・加算金決定しましたのでお知らせします。

なお、不足税額及び加算金額は、年 月 日までに、同封の納付（納入・払込）書により最寄りの指定金融機関等にて納めてください。

記

利子等の支払 年月 利子等の種別	申告期限 申告日 更正請求日	課税支払額	税 額	加 算 金			
		更正・決定額 既 確 定 額 差 引 増 減 額	更正・決定額 既 確 定 額 差 引 増 減 額	種別	基礎となつた 税額	率	加 算 金 額

納期限

年 月 日

納めるべき額の合計
減額する額の合計

円
円

更正・決定理由	
加算金決定理由	

摘 要	
-----	--

注 不足金額については、申告納入期限の翌日から納入の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納めなければなりません。

- 1 延滞金額は、不足税額について年14.6%の割合で計算します。ただし、この通知書に指定された納期限までの期間及びこの納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年7.3%の割合（当該期間のうち平成12年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 %の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年 4 %の割合を加算した割合（当該割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てます。））で計算します。
- 2 1 の場合において、不足税額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金額を計算します。
- 3 1 及び 2 により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - 2 処分の取消しの訴えは、この処分について 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）提起しなければなりません（なお、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第82号様式（第69条の3関係）

県民税配当割（更正・決定・加算金決定）通知書

年 月 日

〒 一
所 在 地
名 称
特別徴収義務者番号

福島県 地方振興局長 印

下記のとおり、更正・決定・加算金決定しましたのでお知らせします。

なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに、同封の納付（納入・払込）書により最寄りの指定金融機関等にて納めてください。

記

支払年月（月）	申告期限 申告日 更正請求日	課税支払額	税 額	加 算 金			
		更正・決定額 既 確 定 額 差 引 増 減 額	更正・決定額 既 確 定 額 差 引 増 減 額	種別	基礎となつた 税額	率	加 算 金 額

納期限

年 月 日

納めるべき額の合計
減額する額の合計

円
円

更正・決定理由	
加算金決定理由	

摘 要	
-----	--

注 不足金額については、申告納入期限の翌日から納入の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納めなければなりません。

- 1 延滞金額は、不足税額について年14.6%の割合で計算します。ただし、この通知書に指定された納期限までの期間及びこの納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%の割合（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合（当該割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てます。））で計算します。
- 2 1の場合において、不足税額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金額を計算します。
- 3 1及び2により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - 2 処分の取消しの訴えは、この処分について1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）提起しなければなりません（なお、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第83号様式（第69条の 4 関係）

県民税株式等譲渡所得割（更正・決定・加算金決定）通知書

年 月 日

〒 一
所 在 地
名 称
特別徴収義務者番号

福島県 地方振興局長 図

下記のとおり、更正・決定・加算金決定しましたのでお知らせします。

なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに、同封の納付（納入・払込）書により最寄りの指定金融機関等にて納めてください。

記

支払年月（月）	申告期限 申告日 更正請求日	課税支払額	税 額	加 算 金			
		更正・決定額 既 確 定 額 差 引 増 減 額	更正・決定額 既 確 定 額 差 引 増 減 額	種別	基礎となつた 税額	率	加 算 金 額

納期限

年 月 日

納めるべき額の合計
減額する額の合計

円
円

更正・決定理由	
加算金決定理由	

摘 要	
-----	--

注 不足金額については、申告納入期限の翌日から納入の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納めなければなりません。

- 1 延滞金額は、不足税額について年14.6%の割合で計算します。ただし、この通知書に指定された納期限までの期間及びこの納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%の割合（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合（当該割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てます。））で計算します。
- 2 1の場合において、不足税額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金額を計算します。
- 3 1及び2により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - 2 処分の取消しの訴えは、この処分について1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）提起しなければなりません（なお、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第84号様式から第86号様式まで 削除
 第八十六号の二様式から第八十六号の五様式までを削る。
 第八十七号様式及び第八十八号様式を次のように改める。
 第87号様式 (第82条関係)
 その1 (土地用)

不動産取得税 土地調査書

1. 土地の所在地 01 市街地 02 市街地外 03 市街地外 04 市街地外 05 市街地外 06 市街地外 07 市街地外		2. 土地の用途 01 住宅 02 商業 03 工業 04 農業 05 林業 06 漁業 07 雑種		3. 土地の面積 01 ㎡ 02 ㎡ 03 ㎡ 04 ㎡ 05 ㎡ 06 ㎡ 07 ㎡ 08 ㎡ 09 ㎡ 10 ㎡		4. 土地の取得年月日 年 月 日		5. 土地の取得価格 円		6. 土地の取得方法 01 買取り 02 贈与 03 相続 04 他		7. 土地の取得者 氏名		8. 土地の取得者 住所		9. 土地の取得者 職業		10. 土地の取得者 収入		11. 土地の取得者 所得		12. 土地の取得者 資産		13. 土地の取得者 負債		14. 土地の取得者 所得		15. 土地の取得者 資産		16. 土地の取得者 負債		17. 土地の取得者 所得		18. 土地の取得者 資産		19. 土地の取得者 負債		20. 土地の取得者 所得		21. 土地の取得者 資産		22. 土地の取得者 負債		23. 土地の取得者 所得		24. 土地の取得者 資産		25. 土地の取得者 負債		26. 土地の取得者 所得		27. 土地の取得者 資産		28. 土地の取得者 負債		29. 土地の取得者 所得		30. 土地の取得者 資産		31. 土地の取得者 負債		32. 土地の取得者 所得		33. 土地の取得者 資産		34. 土地の取得者 負債		35. 土地の取得者 所得		36. 土地の取得者 資産		37. 土地の取得者 負債		38. 土地の取得者 所得		39. 土地の取得者 資産		40. 土地の取得者 負債		41. 土地の取得者 所得		42. 土地の取得者 資産		43. 土地の取得者 負債		44. 土地の取得者 所得		45. 土地の取得者 資産		46. 土地の取得者 負債		47. 土地の取得者 所得		48. 土地の取得者 資産		49. 土地の取得者 負債		50. 土地の取得者 所得		51. 土地の取得者 資産		52. 土地の取得者 負債		53. 土地の取得者 所得		54. 土地の取得者 資産		55. 土地の取得者 負債		56. 土地の取得者 所得		57. 土地の取得者 資産		58. 土地の取得者 負債		59. 土地の取得者 所得		60. 土地の取得者 資産		61. 土地の取得者 負債		62. 土地の取得者 所得		63. 土地の取得者 資産		64. 土地の取得者 負債		65. 土地の取得者 所得		66. 土地の取得者 資産		67. 土地の取得者 負債		68. 土地の取得者 所得		69. 土地の取得者 資産		70. 土地の取得者 負債		71. 土地の取得者 所得		72. 土地の取得者 資産		73. 土地の取得者 負債		74. 土地の取得者 所得		75. 土地の取得者 資産		76. 土地の取得者 負債		77. 土地の取得者 所得		78. 土地の取得者 資産		79. 土地の取得者 負債		80. 土地の取得者 所得		81. 土地の取得者 資産		82. 土地の取得者 負債		83. 土地の取得者 所得		84. 土地の取得者 資産		85. 土地の取得者 負債		86. 土地の取得者 所得		87. 土地の取得者 資産		88. 土地の取得者 負債		89. 土地の取得者 所得		90. 土地の取得者 資産		91. 土地の取得者 負債		92. 土地の取得者 所得		93. 土地の取得者 資産		94. 土地の取得者 負債		95. 土地の取得者 所得		96. 土地の取得者 資産		97. 土地の取得者 負債		98. 土地の取得者 所得		99. 土地の取得者 資産		100. 土地の取得者 負債	
--	--	---	--	---	--	----------------------	--	-----------------	--	---------------------------------------	--	-----------------	--	-----------------	--	-----------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	-------------------	--

その2 (家屋・承継取得用)

承継分家屋調査書

[illegible]

その3 (家屋・原始取得 (県評価分) 用)

不動産取得税 県評価分家屋調査書

所在市町村

[illegible]

その4 (家屋・原始取得(市町村評価分)用)

市町村評価分家屋調査書 不動産取得税

所在市町村

作成日

資料番号 課税番号		課税状況区分		課税データ区分																																																																																																																																																																																														
納期 日	決議 日	納税 者数	取得 者数	物件 数	人件																																																																																																																																																																																													
<table border="1"> <tr> <td>取得者</td> <td>住所</td> <td>住所C/D</td> <td>納税者番号</td> <td>取得者</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>						取得者	住所	住所C/D	納税者番号	取得者	氏名																																																																																																																																																																																							
取得者	住所	住所C/D	納税者番号	取得者																																																																																																																																																																																														
氏名																																																																																																																																																																																																		
<table border="1"> <tr> <td>物件</td> <td>住所C/D</td> <td>所在地</td> <td>物件</td> <td>取得年月日</td> <td>取得区分</td> <td>その他取得</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>戸数</td> <td>戸</td> <td>再建点</td> <td>評価額</td> <td>評価額・その他</td> <td>評価額</td> </tr> <tr> <td>家屋構造</td> <td>屋根構造</td> <td>地上地下</td> <td>築年月日</td> <td>1㎡評点</td> <td>調整率</td> <td>換算率</td> </tr> <tr> <td>地</td> <td>取得年月日</td> <td>取得区分</td> <td>取得年月日</td> <td>取得年月日</td> <td>取得年月日</td> <td>取得年月日</td> </tr> </table>						物件	住所C/D	所在地	物件	取得年月日	取得区分	その他取得	構造	戸数	戸	再建点	評価額	評価額・その他	評価額	家屋構造	屋根構造	地上地下	築年月日	1㎡評点	調整率	換算率	地	取得年月日	取得区分	取得年月日	取得年月日	取得年月日	取得年月日																																																																																																																																																																	
物件	住所C/D	所在地	物件	取得年月日	取得区分	その他取得																																																																																																																																																																																												
構造	戸数	戸	再建点	評価額	評価額・その他	評価額																																																																																																																																																																																												
家屋構造	屋根構造	地上地下	築年月日	1㎡評点	調整率	換算率																																																																																																																																																																																												
地	取得年月日	取得区分	取得年月日	取得年月日	取得年月日	取得年月日																																																																																																																																																																																												
<table border="1"> <tr> <td>住宅</td> <td>延床面積・建床面積・地積</td> <td>住宅</td> <td>住宅</td> <td>住宅</td> <td>住宅</td> <td>住宅</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>評価額</td> <td>評価額</td> <td>評価額</td> <td>評価額</td> <td>評価額</td> <td>評価額</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>控除</td> <td>2</td> <td>控除</td> <td>3</td> <td>控除</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>控除</td> <td>6</td> <td>控除</td> <td>7</td> <td>控除</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>控除</td> <td>10</td> <td>控除</td> <td>11</td> <td>控除</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>控除</td> <td>14</td> <td>控除</td> <td>15</td> <td>控除</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>控除</td> <td>18</td> <td>控除</td> <td>19</td> <td>控除</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>控除</td> <td>22</td> <td>控除</td> <td>23</td> <td>控除</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>控除</td> <td>26</td> <td>控除</td> <td>27</td> <td>控除</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>控除</td> <td>30</td> <td>控除</td> <td>31</td> <td>控除</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>控除</td> <td>34</td> <td>控除</td> <td>35</td> <td>控除</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>37</td> <td>控除</td> <td>38</td> <td>控除</td> <td>39</td> <td>控除</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>41</td> <td>控除</td> <td>42</td> <td>控除</td> <td>43</td> <td>控除</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>45</td> <td>控除</td> <td>46</td> <td>控除</td> <td>47</td> <td>控除</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>控除</td> <td>50</td> <td>控除</td> <td>51</td> <td>控除</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>53</td> <td>控除</td> <td>54</td> <td>控除</td> <td>55</td> <td>控除</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>57</td> <td>控除</td> <td>58</td> <td>控除</td> <td>59</td> <td>控除</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>61</td> <td>控除</td> <td>62</td> <td>控除</td> <td>63</td> <td>控除</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>65</td> <td>控除</td> <td>66</td> <td>控除</td> <td>67</td> <td>控除</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>69</td> <td>控除</td> <td>70</td> <td>控除</td> <td>71</td> <td>控除</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>73</td> <td>控除</td> <td>74</td> <td>控除</td> <td>75</td> <td>控除</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>77</td> <td>控除</td> <td>78</td> <td>控除</td> <td>79</td> <td>控除</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>81</td> <td>控除</td> <td>82</td> <td>控除</td> <td>83</td> <td>控除</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>85</td> <td>控除</td> <td>86</td> <td>控除</td> <td>87</td> <td>控除</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>89</td> <td>控除</td> <td>90</td> <td>控除</td> <td>91</td> <td>控除</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>93</td> <td>控除</td> <td>94</td> <td>控除</td> <td>95</td> <td>控除</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>97</td> <td>控除</td> <td>98</td> <td>控除</td> <td>99</td> <td>控除</td> <td>100</td> </tr> </table>						住宅	延床面積・建床面積・地積	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	合計	評価額	評価額	評価額	評価額	評価額	評価額	1	控除	2	控除	3	控除	4	5	控除	6	控除	7	控除	8	9	控除	10	控除	11	控除	12	13	控除	14	控除	15	控除	16	17	控除	18	控除	19	控除	20	21	控除	22	控除	23	控除	24	25	控除	26	控除	27	控除	28	29	控除	30	控除	31	控除	32	33	控除	34	控除	35	控除	36	37	控除	38	控除	39	控除	40	41	控除	42	控除	43	控除	44	45	控除	46	控除	47	控除	48	49	控除	50	控除	51	控除	52	53	控除	54	控除	55	控除	56	57	控除	58	控除	59	控除	60	61	控除	62	控除	63	控除	64	65	控除	66	控除	67	控除	68	69	控除	70	控除	71	控除	72	73	控除	74	控除	75	控除	76	77	控除	78	控除	79	控除	80	81	控除	82	控除	83	控除	84	85	控除	86	控除	87	控除	88	89	控除	90	控除	91	控除	92	93	控除	94	控除	95	控除	96	97	控除	98	控除	99	控除	100
住宅	延床面積・建床面積・地積	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅																																																																																																																																																																																												
合計	評価額	評価額	評価額	評価額	評価額	評価額																																																																																																																																																																																												
1	控除	2	控除	3	控除	4																																																																																																																																																																																												
5	控除	6	控除	7	控除	8																																																																																																																																																																																												
9	控除	10	控除	11	控除	12																																																																																																																																																																																												
13	控除	14	控除	15	控除	16																																																																																																																																																																																												
17	控除	18	控除	19	控除	20																																																																																																																																																																																												
21	控除	22	控除	23	控除	24																																																																																																																																																																																												
25	控除	26	控除	27	控除	28																																																																																																																																																																																												
29	控除	30	控除	31	控除	32																																																																																																																																																																																												
33	控除	34	控除	35	控除	36																																																																																																																																																																																												
37	控除	38	控除	39	控除	40																																																																																																																																																																																												
41	控除	42	控除	43	控除	44																																																																																																																																																																																												
45	控除	46	控除	47	控除	48																																																																																																																																																																																												
49	控除	50	控除	51	控除	52																																																																																																																																																																																												
53	控除	54	控除	55	控除	56																																																																																																																																																																																												
57	控除	58	控除	59	控除	60																																																																																																																																																																																												
61	控除	62	控除	63	控除	64																																																																																																																																																																																												
65	控除	66	控除	67	控除	68																																																																																																																																																																																												
69	控除	70	控除	71	控除	72																																																																																																																																																																																												
73	控除	74	控除	75	控除	76																																																																																																																																																																																												
77	控除	78	控除	79	控除	80																																																																																																																																																																																												
81	控除	82	控除	83	控除	84																																																																																																																																																																																												
85	控除	86	控除	87	控除	88																																																																																																																																																																																												
89	控除	90	控除	91	控除	92																																																																																																																																																																																												
93	控除	94	控除	95	控除	96																																																																																																																																																																																												
97	控除	98	控除	99	控除	100																																																																																																																																																																																												

第88号様式 (第86条関係)

不動産価格決定通知書

(地方税法第73条の21第3項の規定による通知)

所在市町村

作成日

資料番号						備考	
取得者数 物件数 課税数 申告 合算前資料番号 共有者 物件		取得者欄		物件		適用基準表	
納税者番号		住所CD		住所CD		延床面積・建床面積・地積	
住所CD		氏名		構造		住宅 合計 評価額・その他	
氏名		構造		再建点数		住宅 延床 1点単価 上昇率	
個法		戸数		評価額		基年	
持分		戸数		評価区分		1㎡評点数	
備考		取得年月日		調整率		換算率	
		取得区分		往來家屋面積			
		その他取得		取得年月日			
						用途名	

第九十二号様式を次のように改める。

第92号様式（第93条関係）

(表)

県たばこ税（更正・決定・加算金決定）通知書

住所（所在地）
氏名（名称）
様

により

下記のとおり、更正・決定・加算金決定しましたのでお知らせします。

年 月 日

福島県中地方振興局長 関

事業者コード	
納期限	平成 年 月 日

行為年月	区 分	本 税		加 算 金			
		課税標準数量	税 額 (円)	区 分	基本税額 (円)	率 (%)	金 額 (円)
年 月分	確 定 額			加算金	通常		②
	既確定額				加算		③
	差 引 額		①	重加算金			④
				納付すべき額 (①+②+③+④)			
年 月分	確 定 額			加算金	通常		②
	既確定額				加算		③
	差 引 額		①	重加算金			④
				納付すべき額 (①+②+③+④)			
年 月分	確 定 額			加算金	通常		②
	既確定額				加算		③
	差 引 額		①	重加算金			④
				納付すべき額 (①+②+③+④)			
合計	確 定 額			加算金	通常		②
	既確定額				加算		③
	差 引 額		①	重加算金			④
				納付すべき額 (①+②+③+④)			円

この通知書による不足税額等に延滞金を合計した金額を、同封の納付（納入・払込）書により納期限までに最寄りの指定金融機関等にて納めてください。

(教示)

- この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であつても、この処分の日翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分について1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であつても、その裁決の日翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(裏)

注 不足税額については、申告納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納めなければなりません。

- (1) 延滞金額は、不足税額について年14.6パーセントの割合で計算します。ただし、この通知書に指定された納期限までの期間及びこの納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（当該期間のうち平成12年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てます。））で計算します。
- (2) (1)の場合において、不足税額に、1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金額を計算します。
- (3) (1)及び(2)により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

第百二号の二様式及び第百二号の三様式を次のように改める。

第102号の2様式（第107条関係）

地方振興局
収 受 印

年 月 日

福島県知事
(福島県 地方振興局長)

※ 発 信 年 月 日

通信日付印

確認印

経 営
の
場 所

特 別
徴 収
義 務 者

屋号

所在地

住所

氏名（法人名・代表者名）

電話番号

電話番号

㊟

区 分		利 用 人 員	等 級	税 率	税 額
等級変更なし又は等級変更前	通 常 分	千 人			百万 千 円
	軽減税率適用分				
	年齢65歳以上の者				
	国民体育大会等の選手				
	早朝利用等の利用者				
	小 計 ①				
等級変更後	通 常 分	千 人			百万 千 円
	軽減税率適用分				
	年齢65歳以上の者				
	国民体育大会等の選手				
	早朝利用等の利用者				
	小 計 ②				
	通 常 分	千 人			百万 千 円
	軽減税率適用分				
	年齢65歳以上の者				
	国民体育大会等の選手				
	早朝利用等の利用者				
	小 計 ③				
合計④＝①＋②＋③		千 人			百万 千 円

非課税利用人員	
18歳未満	
70歳以上	
障がい者	
国体競技	
学生等	
合計①	

課税免除利用人員②	
-----------	--

課税対象外利用人員計①＋②	
---------------	--

第102号の3様式（第113条、第181条関係）

(表)
(更正・決定・加算金決定) 通知書

住所（所在地）
氏名（名称）
様

により
下記のとおり、更正・決定・加算金決定しましたのでお知らせ
します。

年 月 日

福島県 地方振興局長 関

整理番号	
納期限	平成 年 月 日

行為年月	区 分	本 税		加 算 金			
		課税標準数量	税 額 (円)	区 分	基本税額 (円)	率 (%)	金 額 (円)
年 月分	確 定 額			加算金	通常		②
	既確定額				加算		③
	差 引 額		①	重加算金			④
				納付すべき額 (①+②+③+④)			
年 月分	確 定 額			加算金	通常		②
	既確定額				加算		③
	差 引 額		①	重加算金			④
				納付すべき額 (①+②+③+④)			
年 月分	確 定 額			加算金	通常		②
	既確定額				加算		③
	差 引 額		①	重加算金			④
				納付すべき額 (①+②+③+④)			
合計	確 定 額			加算金	通常		②
	既確定額				加算		③
	差 引 額		①	重加算金			④
				納付すべき額 (①+②+③+④)			円

この通知書による不足税額等に延滞金を合計した金額を、同封の納付（納入・払込）書により納期限までに最寄りの指定金融機関等にて納めてください。

(教示)

- この処分不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分について1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であつても、その裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(裏)

注

- 1 不足税額については、申告納付（申告納入）期限の翌日から納付（納入）の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納めなければなりません。
 - (1) 延滞金額は、不足税額について年14.6パーセントの割合で計算します。ただし、この通知書に指定された納期限までの期間及びこの納期限（地方税法第122条の2の規定により徴収の猶予をされた税額については、その徴収の猶予をされた期間の末日）の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てます。））で計算します。
 - (2) (1)の場合において、不足税額に、1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金額を計算します。
 - (3) (1)及び(2)により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 2 加算金は、申告をしていない場合又は少なく申告をした場合に課されるもので、次の3種類があり、それぞれの算式により計算されます。
 - (1) 過少申告加算金
期限内に申告をした場合で、その申告額が実際より少額であつたため、後日増額の申告をした場合又は増額の更正を受けた場合に課されるものです。

$$\text{納める額} \cdots \cdots \text{増加した税額} \times \frac{10}{100} + \text{加重対象税額} \times \frac{5}{100}$$
 （加重対象税額＝増加した税額－（期限内申告税額又は50万円のいずれか多い方の金額））
 - (2) 不申告加算金
期限内に申告をしていない場合に課されるものです。

$$\text{納める額} \cdots \cdots \text{納める税額} \times \frac{15}{100} \quad (\text{納める税額が50万円を超える部分については、} \frac{20}{100})$$
 （更正・決定があるべきことを予知しないで期限後に申告をした場合

$$\cdots \cdots \text{納める税額} \times \frac{5}{100}$$
 - (3) 重加算金
故意に税を免れようとした場合に課されるものです。
 なお、重加算金が課される部分については、過少申告加算金及び不申告加算金は課されません。
 納める額

$$\text{期限内に申告をした場合} \cdots \cdots \text{増加した税額} \times \frac{35}{100}$$

$$\text{申告をしていない場合又は期限後に申告をした場合}$$

$$\cdots \cdots \text{納める税額} \times \frac{40}{100}$$

第百三十九号の五様式を次のように改める。
第139号の5様式（第167条関係）

納税者

自動車取得税（更正・決定・加算金決定）通知書

徴収簿番号 _____

住所

氏名

様

登 録 番 号	
課 税 標 準 額	①
税 額	② (①× /100)
既に納付の確定した税額	③
不 足 税 額	④ (②－③)
不申告・過少申告加算金	⑤
重 加 算 金	⑥
納 付 す べ き 合 計 額	⑦ (④＋⑤＋⑥)
	円

不足税額については、申告納付期限（平成 年 月 日）の翌日から納付の日までの期間に及び、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。

自動車取得税を右記載のとおり更正・決定・加算金決定しましたので、お知らせします。
なお、不足税額及び加算金の納期限は、平成 年 月 日と指定しましたから、納付書により最寄りの指定金融機関等にて納めてください。

年 月 日

福島県

地方振興局長 印

- 延滞金額は、不足税額について年14.6パーセントの割合で計算します。ただし、この通知書に記載された納期限までの期間及びこの納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てます。））で計算します。
- 1の場合において、不足税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金額を計算します。
- 1及び2により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
(教示)
- この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができ、その期間内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
2 処分の取消しの訴えは、この処分について1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）提起しなければなりません（なお、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県税条例施行規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(財務領域税務企画グループ)

福島県規則第二十九号

地方自治法施行令第五十八条の二第一項に規定する基準を定める規則

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第五十八条の二第一項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 公金の収納の事務について相当の知識及び経験を有していること。
- 二 委託する収納の事務を遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、経営基盤が安定していること。
- 三 収納した徴収金(県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。以下同じ。)に関する事項を正確に記録し、当該記録を遅滞なく提供することができること。
- 四 収納した徴収金の安全の確保のために十分な措置を講ずることができること。
- 五 収納した徴収金の払込みを確かかつ速やかに行うことができること。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(財務領域税務企画グループ)